

情報提供

那医発第 116 号
令和 5 年 5 月 15 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗

副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「**医療経営関係通知の送付について**」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 219 号 E

令和 5 年 5 月 10 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

(福祉・経営担当理事)

(公印省略)

医療経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、令和 5 年 3 月 31 日に公布されました所得税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことに伴った、医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長・見直しについての情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

・「**医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について**」の一部改正について

(令和 5 年 4 月 20 日 日医発第 147 号 (医経) (地域) (健 I))

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp



7

日医発第147号（医経）（地域）（健Ⅰ）
令和5年4月20日都道府県医師会
担当理事 殿公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
（公印省略）

「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の一部改正について

今般、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛に通知した「「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の一部改正について」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

本年3月31日付けで所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号。以下「改正法」という。）が公布され、令和5年4月1日に施行されました。今回の通知文書は、改正法の施行を踏まえ、上記通知の改正を通知するものです。

令和5年度税制改正における、本会税制要望の実現項目について、令和5年1月5日付け都道府県医師会長宛通知文「令和5年度税制改正について」（日医発第1914号）でご案内しておりますが、今回の通知文書は、上記実現項目のうち、「医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長」に関するものです。

今回の特別償却制度の延長・見直しの概要は以下の通りです。

○医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

（所得税・法人税、適用期限：令和7年3月31日）【延長】

- ① 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、②に掲げる設備等を取得又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。
- ② 対象設備

器具及び備品（医療用機器を含む。）並びにソフトウェアであって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名の診療所も対象となり、また、複数名の医師のうち医師1名のみを対象とするものでも可。

○地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

（所得税・法人税、適用期限：令和7年3月31日）【延長】

- ① 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、②に掲げる建物及びその附属設備の取得又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。
- ② 対象設備

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の

場合を除く。)により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まない。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

○高額医療用機器の特別償却制度

(所得税・法人税、適用期限：令和7年3月31日) 【延長】

- ① 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、医療用機器（取得価額500万円以上）(注)を取得等して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の12%の特別償却ができる。

(注)

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの(添付資料 厚生労働省告示第166号)
 - ・ 医薬品医療機器等法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの
- ② CT・MRIで一定のものについては、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

つきましては、各税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認されますよう、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- 「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の一部改正について（各都道府県知事宛文書、厚生労働省医政局長）
 - 別紙 新旧対照表
 - 通知改正後全文「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」
 - 別添1 医師等勤務時間短縮計画
 - 別添2 医師等勤務時間短縮計画報告書
 - 医師等勤務時間短縮計画及び医師等勤務時間短縮計画報告書の記載例
 - 厚生労働省告示第166号（令和5年3月31日）

 - 参考資料1 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長（厚生労働省）
 - 参考資料2 医師及びその他の労働時間短縮に資する機器等の例（厚生労働省）
 - 参考資料3 特別償却制度に係る医師等勤務時間短縮計画の記載例（50床の例）（厚生労働省）
 - 参考資料4 医療・介護からみた設備投資減税の概要（イメージ）（日本医師会）
- ※ 本通知文でご案内している税制措置は同資料中の①-1、①-2、①-3。